

1900年代の中独関係 : 多元的国際環境下の双方向性

著者	小池 求
学位授与年月日	2014-06-26
URL	http://doi.org/10.15083/00007651

博士論文（要約）

論文題目：1900年代の中独関係—多元的国際環境下の双方向性—

氏名：小池 求

20世紀最初の10年間は、東アジアとヨーロッパ双方にとって変化に富んだ時期であった。ヨーロッパ情勢は、建艦競争に代表される英独対立や日露戦争後のロシア外交のバルカン回帰、オスマン帝国をめぐる列強間の対立などの諸要因により不安定化していた。一方で東アジアにおいては、日露戦争を通じて日本が大国としての地位を確保し、1907年に日英露仏間の協商体制が成立したことで、東アジアの現状維持を担う存在となった。清朝に目を転じて、光緒新政の実施やナショナリズムの勃興など変化の中にあり、満洲問題をめぐり日清間の対立が先鋭化していった。

本論は、清独関係を題材として、上述のような特徴を持つ20世紀最初の10年間の清朝の外交的主体性とドイツの対清政策の相互作用を検討することにより、清朝外交の可能性と限界、ドイツの対清政策の構造、東アジア国際関係とヨーロッパ国際関係の連動を解明することを目的とする。この課題を検討することにより、従来の外交史研究では列強＝主体と清朝＝受け手という構図で描かれていた清朝と列強各国との二国間関係の研究の枠組を克服し、加えて清独関係を交流、政治、通商の各領域から検討することで、清朝と列強とみなされたドイツとの関係が両国の外交政策の相互作用のみならず、各領域における両国関係がそれぞれ異なる特徴を持ちながら、相互に関連することによって、清独関係の全体像が形作られていることを明らかにする。

本論が清独関係に注目する理由は、第一に東アジアとヨーロッパという2つの国際関係におけるドイツの地位にギャップが存在するからである。ヨーロッパにおいてドイツは疑いなく大国であったが、東アジアにおいて、ヨーロッパの制約（対英建艦競争や地理的な遠さ）や海外植民地の問題もあり、清朝に圧力をかけるだけの軍事力を展開することが困難であった。その意味で、膠州湾占領や義和団戦争という例外はあるものの、清朝にとってドイツの直接的な脅威が小さかったと思われる。第二に1905年ごろからドイツの対清政策は協調的なものに変化しており、また東アジアにおいて対日接近よりも、対清関係を重視し、清朝に対してある程度妥協することにより権益獲得を目指した。以上のことから、清朝はそのようなドイツの国際的な地位のギャップと協調的姿勢を利用することで、自らの外交政策を展開できる余地が他の列強よりも大きかったのではないか、という仮説を設定し、それが実際の各場面においてどのように表れたのかを検証した。

それでは、1900年代の清独関係はどのような観点に立って、これまで議論されてきたのか。先行研究を①ドイツ外交史、②ドイツの中国研究、③中国外交史、④東アジア国際関係史という4つの分野から整理した。

1900年代の清独関係は、主としてドイツ外交史の分野で研究されてきた。そこでの清独関係はドイツの対清政策として描かれている。すなわち、それは貿易や借款などの通商政策の観点から、東アジアを舞台にした列強間の権力政治として描かれ、そこにおいて中国は列強が利害を調整する「場」と見なされていた。近年では、中国の近代化政策に関するドイツの関与という文脈から、中国情勢を考慮する研究も出てきているが、それはドイツの対中政策の成否を左右する一要素として、現地情勢を見るものであり、受動的な中国像が改められたわけではない。これとは対照的に、ドイツの中国研究では、現地で実際に活動する人々から清独関係を検討しようとしており、社会・文化的な領域における両国の相互作用を指摘し、中国側をアクターと見なし、それらがドイツの対清政策に与えた影響を明らかにしてきている。このように清独関係における中国の位置づけは、列強間関係にお

ける「場」と捉えるものと、現地レベルの双方向性に注目しアクターとして見なすものの 2 つの異なる傾向がある。この溝を埋める試みとして、現場レベルでの問題が国家間関係にまで影響を及ぼした、揚子江流域における砲艦の活動に関する研究があるが、2 つの研究領域における異なる清独関係の性格をどのように整合的に考えるか、が検討課題として残されている。

一方で、中国における中独関係史研究は、当初侵略と抵抗の歴史として描かれてきた。近年はドイツの中国研究の潮流と同様に、膠州湾統治から派生した文化・社会における清独間の双方向性を検証する傾向があるが、反対に政治・経済を扱った研究は少ない。近年中国外交史研究においては、外交檔案の検討を通じて、中国外交の主体性に注目した研究成果が出てきている。しかし、そのような中国の自画像を描く研究が多く登場するものの、その特徴が清朝と大国の二国間関係においてどのように作用したか、という点に関する研究は十分になされていない。

東アジア国際関係史研究において、当時の東アジア情勢は、日本が英仏露と東アジアにおける権益を相互承認し、同盟・協商体制を作り上げていく過程として描かれており、満洲問題をめぐって日本との対立する清朝は、その関係を動揺・強化させる要因として位置づけられており、ドイツも日米対立を煽る存在として、その体制の抵抗者として描かれる傾向がある。しかし、4 国を中心とする東アジア国際関係は 1 つの観点に過ぎず、そこから排除された、ないしは距離をとった清独およびアメリカも自らの利害関係に基づき、東アジア国際関係を思い描いていたのではないか。協商体制側のみならず、それに抵抗する側からの動きを加えて上で、東アジア国際関係の全体像を提示する必要がある。

以上の研究動向を踏まえ、国家間関係のレベルにおいても清朝をアクターと設定した上で、交流・政治・経済分野における清独関係の展開・特徴を再検討し、清独関係の全体像を明らかにすることが必要である。

加えて、上述したように、清独関係を考える上で無視できないのが、東アジア情勢の変化、特に日本の大国化である。清独関係は、両国の対米政策と密接に結びつきながら、日本の東アジアでの影響力拡大に対する抵抗という文脈で展開されていった側面も強く、日本の動向を無視することはできない。また、ヴィッピヒはドイツの東アジア政策を考える場合、対中政策と対日政策は不可分のものとして考える必要があると指摘しており、その意味で本論においてもドイツの対日政策を考慮しなければならない。

清独関係を考える上で、さらに考慮すべきは、両国が身を置き、外交政策を展開する上での制約条件となっていたヨーロッパ情勢と東アジア情勢であり、それらが連動していたことである。中山治一はつとに日露戦争後の世界像をヨーロッパと東アジアという 2 つの情勢が結び付き、ヨーロッパ中心の国際情勢ではありつつも、東アジア情勢の「独自性」を持ち始めたことを指摘している。この「独自性」は日本の存在や、ヨーロッパ情勢への非介入を維持しつつも、東アジアには介入するアメリカの姿勢に加えて、上述の主体性を持ち始めた清朝により特徴付けられていたと考えられる。清独関係は両国がそれぞれ属する地域情勢の影響を強く受け、それを前提に外交政策を展開しており、2 つの地域情勢の連動を検討する上での好材料であろう。

以上の先行研究の成果および問題点を踏まえた上で、本論は清独関係における清朝の外交的主体性とドイツの対清政策の相互作用を両国双方の史料を利用して検討する。

本論で利用する主要な史料は以下の通りである。

ドイツ側の主要史料は、ベルリンのドイツ外務省政治文書館 (Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes) に所蔵されている外務省の China および Japan シリーズなど、『駐華ドイツ大使館 (Deutsche Botschaft China)』、連邦文書館 (Bundesarchiv, Berlin-Lichterfelde) 収蔵の外務省第 2 局文書 (R.901)、さらに連邦軍事文書館 (Bundsarchiv-Militärarchiv, Freiburg i. Br.) の帝国海軍省史料などを利用する。ドイツ帝国政府以外に対清政策に利害関係を持っていたグループとして、ハンブルク市政府に関してはハンブルク州立文書館 (Staatsarchiv Hamburg) を、企業に関してはクルップ歴史文書館 (Historisches Archiv Krupp, Essen) の史料も利用した。また、当時上海で発行されていた週刊紙であり、東アジアにおけるドイツ人の利害を代表していた『東アジア・ロイド (Der Ostasiatische Lloyd, 徳文新報)』も在華ドイツ人の観点を考える上で重要である。

清朝側に関しては、『張之洞全集』(武漢出版社、2008) などの公刊史料をはじめとして、中国第一歴史檔案館 (北京) および故宮博物院図書文献館 (台北) に所蔵されている宮中檔や軍機処録副などの檔案、中央研究院近代史研究所檔案館 (台北) の外交檔案を主に利用した。2005 年に出版された中国第一歴史檔案館編『清代軍機処電報檔匯編』(北京: 中国人民大学出版社) は国内外から軍機処にもたらされた電報を編集したもので、本論においても重要な史料の 1 つではあるが、宣統年間の大部分が欠落しており、この部分に関しては、台北の故宮博物院図書文献館に所蔵されている『収發電檔』をその欠落部分を埋めるために利用した。また、『申報』などの中国語新聞も活用している。

日本側に関しては基本的にアジア歴史資料センターで閲覧可能な外務省記録 (一部は外務省外交史料館でのみ閲覧可) や『日本外交文書』を利用し、日本の動向を分析した。

分析においては、清独関係を国家という単位の関係から捉えるのではなく、両国内の各アクター間の利害調整や関係性の中で展開されるものとして想定し、使節 (宗室) 外交による交流、政治的協力関係の模索、通商問題という 3 つの分野において、両国のアクターがどのように関与していったか、を研究課題として設定している。この検討を通じて、①清朝外交の可能性と限界、②ドイツの対清政策の構造、③東アジア国際関係とヨーロッパ国際関係の連動を解明し、1900 年代最初の 10 年間の清独関係の転換と特徴を明らかにする。

第 1 章「清独関係史概観 (1860～1900 年)」では、1860 年のオイレンブルク使節団の派遣から義和団戦争の講和条約である北京議定書の締結 (1901 年 9 月 7 日) までを対象として、清独関係を先行研究に基づき概観した。1860 年代、プロイセンを代表とするドイツ関税同盟は、清朝をはじめ、日本やシャムとの条約締結のために、オイレンブルク使節団を派遣した。これがドイツと清朝との条約関係の出発点であったが、プロイセンは軍事力や人材、知識などが不足していたこともあり、英仏とは異なり、大国として振る舞うことに失敗し、条約交渉においても通訳に関してフランスなどの協力に依存したかたちで進められた。1871 年にドイツ帝国が成立して以降も、そのような傾向に大きな変化はなかった。ドイツの対清貿易は当初イギリスに依存して展開されており、80 年代になって、独亜銀行 (Deutsch-Asiatische Bank) の設立や郵船支援法などにより、その依存度は軽減されることとなったが、それでもイギリスの金融・貿易ネットワークは、ドイツ商人が中国におい

て商業活動をするためには必要不可欠なものであった。この時期政府が前面に出て、対清政策を展開することはなく、清朝が模索した軍事や技術の近代化である洋務に関与したドイツ人軍事教習など個人レベルでの交流や貿易関係により、清独関係が特徴付けられていた。この傾向は日清戦争へのドイツの対応の中で変化した。

ヴィルヘルム 2 世が 1888 年に即位し、1890 年にビスマルクが帝国宰相を辞任すると、世界政策が模索され、日清戦争中、ドイツの東アジア政策の重点は日本から膨大な市場を有する清朝に移っていった。日清戦争で日本が勝利し、遼東半島の獲得を目指す情報が入ると、ドイツは露仏と共同して三国干渉を行った。しかし、三国干渉の対価としてドイツが獲得したのは天津と漢口の租界のみであり、本来の動機の 1 つであった中国海域における駐留港を獲得することには成功しなかった。それが次のドイツの政策課題となり、具体的な駐留港の選定と対清外交交渉が試みられた。李鴻章のドイツ訪問はその絶好の機会であったが、交渉は失敗し、ヴィルヘルム 2 世と軍令部は武力による奪取に傾いていき、1898 年 11 月の山東省曹州でのドイツ人宣教師殺人事件を口実に、東アジア巡洋艦隊は獲得対象地であった膠州湾を占領した。ドイツの膠州湾租借地獲得は、その後の列強による領土分割の発端であり、清独関係はその後悪化することとなった。

ドイツはこれにより東アジアにおいて艦隊の駐留港を獲得し、開発を通じてドイツの力を示す「模範植民地 (Musterkolonie)」として青島の地位を築いていった。ドイツの山東進出は、同地域の社会不安と結びつき、義和団の発生と拡大の背景の 1 つとなった。義和団は当初山東巡撫の庇護を受け、山東省内で活動していたが、袁世凱が新たな巡撫となり、武力弾圧を開始すると、団員は北京へと流れ込んだ。清朝政府内の一部のグループが義和団の排外性に着目し、政治闘争に利用したため、列強との対立関係を先鋭化させ、1900 年 6 月 20 日の清朝による対列強宣戦布告という事態にまで発展した。宣戦布告直前、ドイツ公使が清朝兵に殺害されるという事件が発生しており、ドイツの反清感情が高揚し、またドイツはその被害国としての地位や列強間のパワーバランスという要因もあり、連合軍最高司令官の職を獲得することに成功したのである。

戦争自体は 8 月 14 日の八ヶ国連合軍による北京入城により収束した。問題は対清講和をいかに成立させるかであった。ドイツは義和団の加担者に対する厳罰を講和交渉の条件として、清朝側の交渉要請を拒絶する方向で他国に働きかける一方で、列強間では講和条約の草案作成が行われていた。ドイツ側の意図としては、列強間での合意形成以前に各国が清朝と個別交渉を開始してしまった場合、最終的な講和会議にまで発展してしまう危険性が予想されたため、それを防止する措置として、このような手段が講じられたのである。

ドイツの東アジア登場後、ドイツの対清関係は、軍事教習や商人による個人レベルの交流により展開されていき、日清戦争を契機として国家が前面に登場した。そして、膠州湾占領や義和団戦争への参加に代表される積極的な対清政策に転換し、清独関係は対立を深めていった。しかし、このドイツの積極政策は、基本的には英露の黙認や共同歩調を前提としており、1860 年代以降、ドイツは引き続き東アジアにおいて「大国」として振舞うことには限界があった。

以上の前史を踏まえて、第 2 章以降では 1900 年代の清独関係を検討した。

清独関係が最も悪化した義和団戦争の戦後処理の事例として、ドイツに派遣された謝罪使を検討したのが第 2 章「義和団戦争と謝罪使をめぐる清独関係」である。謝罪使派遣は、

義和団戦争の講和条約である北京議定書に記載されており、清朝は履行義務を負ったが、清朝側の理解は条約の内容を反映したものでは必ずしもなかった。すなわち、光緒帝は、謝罪使派遣を弟である醇親王に海外視察をさせる機会として捉えており、新聞報道においても新政との関係で醇親王の派遣を比較的に肯定する論調も存在した。しかし、ドイツは清朝のそのような謝罪使観を問題視しており、この 2 つの異なる認識が謁見儀礼問題において表面化し、衝突した。

そもそも、両者の謝罪使観の違いは、いつの時点で清朝が国家として謝罪したか、という認識に起因していた。清朝は謝罪使派遣の決定や義和団加担者の処罰、公使殺害に対する慰霊碑設置により、それがなされたと考えており、謝罪使は義和団戦争後の清独関係修復の象徴としての性格が付与されていた。一方で、ドイツはドイツ皇帝への謁見という儀礼を通じて、謝罪が完結すると考えており、戦争処理の最終局面として謝罪使の謁見を設定していた。だからこそ、ドイツにとって謁見儀礼の形式が重要となった。

謁見儀礼問題は国書進呈の形式と叩頭問題という 2 つの問題から構成されていた。その中で、清朝は叩頭問題を自らの国体を損なうものとして認識し、他方国書進呈問題ではすでに李鴻章の訪独（1896 年）の際に前例があるとして譲歩することで、ドイツ側から妥協を引き出そうとしたが、叩頭問題に関する最終的な打開策を講じることができなかった。また、この時点で、清朝が当初持っていた謝罪使観は破綻していた。

一方、ドイツ外務省内でも叩頭の要求に対する批判が存在し、外務長官リヒトホーフエンは、醇親王の随員であり、その後駐独公使となる廕昌が、叩頭が宗教的なものであると発言したことを受け、専門家に叩頭の宗教性を証明するように依頼した。専門家たちの回答は内容に差はあれ、叩頭問題において妥協すべきであるという点では一致しており、また前天津領事ゼッケンドルフは叩頭の宗教性を中国の歴史に沿って説明した。

ドイツ外務省の抵抗だけではなく、1901 年 8 月末になり謁見予定日（8 月 27 日）を過ぎても、醇親王一行がスイスとドイツの国境にあるバーゼルに止まっているという不自然さが、ドイツ内外の新聞において報道されるようになると、世論から批判を受けるようになってきた。この 2 つの状況が、ヴィルヘルム 2 世に叩頭の要求を撤廃ないし緩和させる圧力となった。しかし、要求の撤回は、ヴィルヘルム 2 世の体面を傷つけずに行わなければならなかった。それを可能としたのが、醇親王側からなされた要求撤回に関する請願であった。ドイツ側は醇親王の請願を外務省ルートで提出されることで、皇帝の尊厳を損なわずに要求を撤回することに成功した。

結局、謁見儀礼問題は、様々な事例や概念を対内的に許容可能に解釈するという、両国の妥協の上で解決した。しかし、1 ヶ月以上にわたり清独間および両国国内で激しい議論が交わされたにもかかわらず、謝罪使としての謝罪性は謁見儀礼に限定されており、謁見後、醇親王一行は視察団として、ドイツ側から最大限の便宜を受けた。醇親王一行はドイツ各地を訪問するだけではなく、ダンツィヒで開催されていた陸海軍の合同演習に招待され、さらに醇親王には紅鷲十字勲章が授与された。ドイツ政府の醇親王に対する優遇は、謝罪使評価が依然として確定していなかった世論の批判を受けることとなった。その批判が謝罪使の派遣時点で容認していた醇親王の世界歴訪計画を否定する方向にドイツ政府を向かわせることとなったのである。

謝罪使のドイツ訪問は、その原因がドイツ公使の殺害ということもあり、謁見儀礼問題

や行動に対して多くの制約を受けることとなったが、清朝の宗室にドイツを体験させたことは、ドイツの対清政策にとって将来の大きな財産となることが期待された。また、清朝としても北京議定書の調印の直前に、ドイツ皇帝に対する醇親王の謁見が行われたことは、清朝が議定書を遵守する意思があることを世界に示す機会であったといえよう。

謝罪使派遣は清朝のその後の使節外交の出発点となり、ドイツの各王国の王族も中国を訪問するようになってきており、両国間の交流も活発になってきた。そして、同時期清朝は新政を開始しており、近代化実現のために各国に視察団を派遣するようになっていた。清独関係において使節外交と近代化がキーワードとなったが、その 2 つの要素が交差した事例として検討したのが、第 3 章「清独関係からみる考察政治大臣派遣」である。考察政治大臣の派遣は、各国の国家体制の視察と国際社会に対する改革の実施のアピールを目的としていた。視察団は 2 つに分けられ、それぞれ各国を長期間視察した。端方と戴鴻慈によって率いられた視察団は、アメリカと並んでドイツに 40 日程度しており、端方たちがドイツ視察を重視していたことが、そこから看取される。

ドイツ視察は、端方や戴鴻慈など 20 名程度による国力増強に関する現地視察と、立憲改革に関する資料収集を行うグループに分けられていた。現地視察の重点は教育、科学技術、産業、インフラに置かれており、資料調査はドイツの政治システム、教育制度、軍事体制などの制度面を中心に行われた。視察計画はドイツ側が作成しており、ドイツがその視察を通じて、その先進性を認識させ、それが清朝政府内で共有されることを期待していたと考えられる。資料調査に関しても外務省は関係省庁に備忘録の作成を要請しており、考察政治大臣は両方面においてドイツの全面的な支援を受けることができた。

考察政治大臣のドイツ視察は、ドイツ政府および産業界にとって、清朝高官と直接交流・交渉することのできる数少ない機会であり、これを利用してドイツ政府は対清文化政策（上海などでの学校建設）の推進を、産業界は清朝の軍事改革にともなう軍需物資の輸出などをそれぞれ試みたが、それらの政策を成功させる前提として、良好な両国関係が必要であるという認識をドイツ側は持っていた。これがドイツ側が清朝視察団を優遇した背景であり、対清関係の強化にある程度成功したと認識していた。このように清独関係を構成する要素としての相互認識が形成される機会を提供したという意味で、考察政治大臣のドイツ視察は重要な役割を果たした。

考察政治大臣のドイツ視察は、上述のようにドイツ側の意向を強く反映していた。その視察を通じて、彼らは軍事や教育の制度改革におけるモデルである以外に、専門教育と研究によって支えられた先進的な科学技術、それを活用する産業界、軍国主義的性格といった富国強兵のモデルとしてのドイツ観が形成された。ただし、そのようなドイツ観は日本の成功例に影響を受けたものであった点も看過できない事実であろう。

考察政治大臣のドイツ視察を通じ、両国の相互的な認識は深まり、このような交流を基礎に、国際関係の変化やドイツ対清協調政策への転換、清朝のドイツ観などが合わさり、1907 年以降の清独関係が展開されていくこととなった。

清独関係は、交流という内的展開だけではなく、東アジアの国際情勢の変化、特に日米対立とアメリカの対満洲政策から大きな影響を受けた。清独関係を政治外交的な領域から検討するために、2 度試みられた独米清連携構想（1907～1911 年）の内容と過程を検討した。第 4 章「東アジア協商体制の成立と独米清連携構想（1907～1909 年）」では、1907 年

夏、東アジアにおいて日英露仏 4 カ国による協商体制が成立したことを受けて、構想された独米清間の連携を独米の対日政策を絡めて検討した。

連携構想を検討する前に、日独関係を「黄禍」をキーワードに概観した。日露戦争を通じた日本の大国化により、独米では「黄禍」が叫ばれるようになった。アメリカでは日本人移民問題として直接的に日米間の大きな外交懸案となったが、ドイツの場合は、むしろ日独間の経済競争や将来的に起こり得る人種間対立といった、空想も織り交ぜられた日本脅威論という性格が強かった。ドイツにとって重要であったのは、「黄禍」を利用して、日米対立を煽ることができると考えられたことであった。反対に對日關係に対して、悪化させない程度に維持しようという態度であり、この傾向は日本の對独政策においても同様であった。相互不信の中にあつて停滞した日独關係、対立する日米關係という狀況が、独米清三国間の協調の背景を構成していた。

そのような独米と日本の關係悪化という狀況下で、1907年夏に英露仏日による協商体制が成立した。この協商体制の成立が独米清三国の連携の直接的な契機となった。清独両国はこれを中国分割の危機として捉え、移民問題をめぐる日米対立に注目し、三国が連携することで、清朝の國家主權、領土保全、門戶開放、機會均等の維持を図ろうとした。ドイツは英仏露と異なり、日本との同様の協商締結には消極的であり、むしろ清朝を重視する姿勢を見せた。それゆえ、ドイツは同年6月の日仏協商締結後に主体的に動き、清米両国に対して連携の姿勢を示したが、その主導権を清朝側に委ねた。ドイツ外務省は東アジアにおいて積極的に動くことで、他国に警戒感を抱かせることを懸念したのである。反対にヴィルヘルム2世や駐清公使レックスは三国間の同盟構想を持っており、外務省との方針の違いが存在した。しかし、外務省が主導権を握り、清米間の仲介者として対米交渉を行い、現状維持の範囲で清朝の外交政策を支持する姿勢を見せた。ドイツ側からの接触に対して、清朝側は1908年1月ごろまで行動を起こすことができなかった。それは1907年9月に軍機大臣兼外務部尚書に就任した袁世凱の権力基盤が政府内で築かれていなかったことが理由として考えられる。しかし、1908年3月以降清朝側が積極的に動き始めると、ドイツ側も対米交渉を行い、清朝の対米政策の根回しを開始した。清朝側の行動は遅れたが、清朝の外交官の当時の国際情勢認識に基づくと、対米連携を重視する意見も存在していたが、清朝政府内では對独米連携ではおおよそ一致していた。

しかし、独米と清朝側の構想は異なるものであった。清朝側にはこの連携を満洲問題に両国を積極的に関与させるために利用しようとする動きが存在した。そもそも、この問題を清朝内で担当していたのは、外務部右侍郎梁敦彥であったが、1908年6月、それまで満洲問題において対米連携を主導していた唐紹儀が、アメリカへ派遣される謝礼使の団長に任命された。これは清朝政府の對独米連携構想の内容的変化を示すものとして考えられる。独米の考えは他国を刺激せず、現状に大きな変更を加えない、清朝の主權や領土の統一性を支持する声明を出すという抽象的なものであった。その点では、東アジア協商体制を構成していた日英仏露が門戶開放や領土保全に基づき、相互に在華權益を承認しようとした枠組との親和性があった。袁の政策はむしろ現状打破を目指すものであり、對独米連携が清朝の對日政策を積極化させ、日清戦争へと発展する危険性を含んでいたため、アメリカ側は對日和解を選択し、この連携構想から手を引いた。1908年11月の高平＝ルート協定の締結が三国の連携構想の頓挫を象徴している。

ただし、連携構想の経過を見ると、ドイツが誤解の中で清朝の外交政策を後押し、積極化した清朝の政策にアメリカが否定的に反応することで、三国の連携構想が頓挫したと考えることができ、清独関係における相互作用とアメリカの重要性が浮かび上がってくる。この構想におけるドイツ外務省の消極的姿勢は、東アジアにおける脆弱な地位とヨーロッパにおける外交的孤立を反映したのであったといえよう。

この政策は1908年末時点では頓挫したが、それで終わりではなく、1910～1911年に再度清朝を含めた独米三国間で議論された。高平＝ルート協定は締結したルーズヴェルト政権のみを拘束するものであり、1909年1月にタフトが大統領に就任すると積極的な対満洲政策を展開した。第5章「醇親王の使節外交の展開と独米接近（1909～1911年）」では、そのようなアメリカの積極政策に抵抗するために日露協商が強化され、これを1907年の協商体制の成立と同様に、領土分割の危機として捉えた清朝が、清朝の宗室外交を通じて醸成された清独間の友好的気運を利用しながら、再度試みた対独米接近を検討した。

清朝は上述のアメリカの満洲政策と宗室外交という2つの要因から、対独米接近を開始した。2回の軍事視察団がドイツを含めた数カ国に派遣されたが、そのような宗室外交を通じて、ドイツの親清的な雰囲気は清朝政府に伝えられると、それに呼応する形で、国家主権および領土的統一性の維持を目指す政策が構想され、国際的承認を得て、日露に対抗するための近代化への援助を獲得しようとした。この内容は1907～1909年に独米が連携構想として思い描いていたものと類似する。

しかし、ドイツは1908年のオーストリア＝ハンガリーによるボスニア併合以降、同盟国であるオーストリア＝ハンガリーおよびイタリアの対オスマン積極政策に巻き込まれ、同盟国とオスマン帝国双方との関係を維持しなければならず、一方で対英関係も建艦競争で妥協点を見出すことができず、関係改善の見通しが立たない状況下で、対清政策で積極的に行動することはできず、むしろ清朝の外交政策に対応しつつ、方針を決めていた。国際環境により対清政策が制限される傾向は、1909年5月1日に行われた光緒帝の梓宮移送式への特使派遣に対して如実に表れていた。外務省は駐清公使レックスから出されたプロイセンの親王の派遣案を他国の疑念を買う危険性があるとして退けており、政治環境が交流における清独関係の促進を制約したのである。

対清政策に対して外務省が消極的であったのとは対照的に、ヴィルヘルム2世や駐清公使レックスは相変わらず積極的な対清連携を提唱し続けていたが、外務省は彼らを抑えて、アメリカの動向を重視しつつ、慎重な態度に終始した。

清朝は特使を派遣することで、独米両国との接触を試みたが、それに関して醇親王や外務部首脳の間で合意に達しており、清朝政府の外交政策として対独米連携は固まっていた。清朝の構想の中でドイツは重要な存在であった。清朝の外交官は当時の国際情勢を分析する中で、前回と同様に国内的にはアメリカとの連携が提案され、従来の研究においてもこの時期の清朝外交にとってのアメリカの重要性が強調されている。しかし、当時の国際関係の中心はヨーロッパであり、そこにアクセスし、清朝の外交政策を実現するためには、ヨーロッパ列強に対して影響力を持ち得る国家の支援が必要不可欠であった。そこで期待されたのが、協商体制には組み込まれておらず、ヨーロッパにオーストリア＝ハンガリーとイタリアという同盟国を有するドイツであった。

ドイツ側は、醇親王政権の統治能力を満漢対立などにより疑問視していたが、中国にお

けるドイツの商業活動拡大のためには清朝との友好関係維持が必要不可欠であることを認識しており、対清関係の悪化を回避するためにも、すでに英仏日露間でなされた清朝の領土維持と門戸開放に関する合意と同内容の宣言案を、列強を刺激しない上限に設定して容認し、その範囲で可能な限り清朝との友好関係維持を模索していた。しかし、これも清米連携の成立を前提にしたものであった。今回の交渉では、アメリカは宣言案を支持せず、仲裁裁判条約の締結を求めたため、独米間の相違を調整する必要が生じた。特使であった梁敦彦はワシントンで対米交渉を行うと同時に、駐米ドイツ大使を通じてドイツ政府と交渉することで、妥協点を見出そうとしたが、両国が持論を堅持したため、この連携構想も失敗に終わった。

この時期の独清接近は両国間の交流と国際情勢の中で形成され、同時に制限されていたのである。清朝はこれ以上の現状悪化を回避するために、ドイツの同盟網を利用することで、国際社会に対して影響力を行使しようとした。しかし、ヨーロッパにおける緊張状態が激化し、ドイツがその制約を直接的に受け、ヨーロッパにおいても身動きをとることができなくなる中で、清朝が「権力ファクター」として見なすことができない状況では、清朝の現状維持策ですら、ドイツの現状悪化を招く危険性を含んでおり、1907～1908年の時のように積極的な仲介者としての役割を果たす余裕すらなくなっていた。アメリカも満洲鉄道中立化構想が失敗した後、対清政策には慎重な姿勢に変化しており、独米の外交的影響力に依存した清朝の外交政策の限界がそこに存在した。

政治的な連携は清独両国に対する外交上の制約や国力の不十分さ、さらにドイツのヨーロッパの地位に対する悪影響へ懸念が原因となり成功することはなかった。それでは列強間の足並みをそろえる必要があった通商問題において、清独関係はどのように展開していったのか、という問題を、義和団戦争後の通商条約改正交渉から検討を試みたのが、第6章「通商条約改正交渉をめぐる清独関係（1903～1911年）」である。

北京議定書第11条に規定された通商条約改正交渉は、清朝の主権意識に基づく不平等条約改正の試みと、それを制約しかねない列強側の通商活動の規制緩和と要求が衝突する場であり、特に裁釐加税問題が焦点となった。英米日の順で交渉が行われ、この三国との条約改正には成功した。そして、諸条約が蓄積されていくことで通商条約改正の枠組が形成されていった。しかし、清英マッケイ条約締結直後からその枠組に対する批判も存在しており、枠組は遵守するものというよりは、条約案作成に考慮・参考すべきものとして見られていた。不十分な条約改正に対する不満は、ドイツの上海総領事館と上海ドイツ協会が中心となって作成された条約案に反映されていた。しかし、それは清朝の主権を損ないかねない「信託局」（清朝に代わって追加税を管理する機関）設置など要求を盛り込んでおり、コメントを寄せた駐清公使ムンムでさえ、条約案が清朝の主権を損ない、反発を招きかねないとの危険性を指摘している。外務省は関係省庁や利害関係者を説得し、これまでの条約改正の枠組との整合性を重視し、上海の条約案を修正し、より温和なものに落ち着いたものの、この案も枠組を絶対視し遵守を主張する清朝の批判を受けた。交渉の最大の焦点は裁釐加税と内河航行権であった。裁釐加税に関して、ドイツは清朝側に伝えてはいなかったものの、マッケイ条約に規定された輸入税12.5%・輸出税7.5%への引き上げを容認するつもりであり、そのこともあって清独双方の要求を両論併記し、自国に有利な解釈を可能とする文言を作成し、妥協できた。対照的に内河航行権に関しては、国内制度への介

入を拒否する清朝側と、在華ドイツ人の利害に配慮する必要があるドイツ側双方とも譲歩の態度を示さず、ドイツの全権代表クナップの帰国もあり、交渉は中断した。しかし、両国の全権委員は交渉の成果として、妥結した条約案にそれぞれの主張を付記した文書を作成し、交換している。これは清朝側からの提案であり、交渉決裂ではなく、再開の可能性を残し、さらに今回の交渉結果を固定化したい清朝側の思惑が看取される。

交渉中断後、各国がドイツの態度を重視したため、清朝はドイツ側に再三にわたって交渉再開を求めたが、ドイツは津浦鉄道借款の解決を条件とするなど、交渉再開には後ろ向きであった。さらに当時すでに締結された条約の各規定の法整備化が開始されており、その実施状況やそれを実施する清朝の統治能力が交渉の前提条件となるなど、条約改正が交渉のみで実現する時期ではもはやなくなっていた。

鉄道借款が 1908 年 1 月に妥結すると、ドイツの強硬な態度に変化がみられてきた。清朝が改正交渉から裁釐加税問題のみを切り離し、国際会議による解決を提案すると、ドイツも英米の同意を前提としながらも、清朝との関係維持のためには消極的でも同意を与えなければならないとの認識に至った。ドイツとしては条約交渉の時点からその解決を国際会議によってなすべきであるという考えをもっており、この提案はドイツによっては同意しやすいものであった。

政治的な連携の模索があったこともあり、ドイツの対清通商政策にも協調的な側面が表れてきた。ただし、国際会議案は、条約改正から裁釐加税問題のみを抽出することを意味しており、ドイツにとって条約改正を行う意義を喪失しかねないものであった。裁釐加税に関して、ドイツはすでに 1905 年の交渉時点ですでに容認していたからである。

結局、国際会議案も実現することはなく、清朝の統治能力が疑問視され、1911 年と 1912 年にはそれぞれ対露・対英通商条約改正期限が迫っていることもあり、ドイツは英露の対応を注視し、清朝側からなされた交渉要請には消極的な態度をとるようになった。清朝に対して譲歩を示す用意をしつつも、条約国との共同歩調を重視するドイツの姿は、中国問題で突出した行動を控えつつも、清朝に対して理解ある態度を示すことで、自国の在華権益を確保しようとする「大国」ではないドイツのジレンマを示しているとも考えられよう。それでも、清朝が英米と並んで、ドイツの動向を重視し、それらの国々からも同意を得ることで、他国の対応に影響を与えようとしていた。通商問題においても、清朝はドイツの存在を無視できなかった。

清独間の通商関係は、政治的連携が模索される中で修正されていった。ここに政治と通商領域における両国関係の相互作用を見出すことができるが、通商問題がドイツ企業や在華ドイツ人の利害といった、政治問題以上に多くの利害関係の中で展開されたこと、そして清朝にとって主権と不可分の問題であったこともあり、妥協点を見出すことは困難が伴っていた状況が示されている。国際関係の影響を強く受けた政治領域と、主権と利害が絡む通商領域での清独関係の相違が浮かび上がってこよう。

以上、本論は交流、政治、通商という 3 つの領域の清独関係を検証してきた。この 3 つの領域がどのように交わっていたのかという問題を、1911 年に予定されていたドイツ皇太子フリードリヒ・ヴィルヘルムの中国訪問を事例にしてまとめた。訪問計画が流布し始めた時期は、政治的には清朝の対独米接近が模索され、通商問題においては関税に関する国

際会議が交渉されていた。まさに清朝がドイツに積極的なアプローチをしていた時期であった。

清朝側は醇親王が中心となって皇太子訪問の準備を進めていた。宿泊地を紫禁城内に設定し、訪問予定地の道路整備などを行い、周到な準備を整えていた。これは清朝のドイツ重視の1つの表れであると思われる。しかし、1911年1月に満洲でペストが流行すると、訪問は中止となった。とはいえ、ここから清朝がドイツ皇太子の中国訪問をどれだけ重視し、交流を糸口に清独関係の強化をねらったかがわかるだろう。

本論の議論を踏まえて、以下のような清独関係の特徴が浮かび上がってきた。

清独関係の1つの特徴は、両国間の交流であろう。醇親王の謝罪使や考察政治大臣、軍事視察団を通じて、清朝高官とドイツ政府および産業界などの間で交流が行われ、それにより相手国認識が部分的に形成されていった。政治や通商とは異なり、この交流は他国の影響が小さく、二国間の中で展開することが可能であったことも、ドイツ側の好意的な対応からうかがい知ることができる。ただ、ドイツが清朝の視察団を受け入れることとは異なり、光緒帝の梓宮移送式の特使派遣問題や皇太子の東アジア訪問に見られるように、ドイツ側が行う交流自体が政治性を帯びることを回避しようとするドイツ外務省の動きは、交流そのものが持つ政治的意味、そしてそれがドイツのヨーロッパにおける地位に悪影響を及ぼしかねないことを示している。

清独関係における政治領域での関係は、上述の交流の影響も受けていたが、むしろ国際政治の変化が促進剤となった。1905年ごろからドイツの対清政策が協調的なものへと転換され、1906年に最初の連携構想がヴィルヘルム2世から提案されたと言われている。この時期、ドイツはモロッコ危機の処理の中で外交的に孤立するようになっていったが、清朝が自らの孤立を感じたのは、東アジア協商体制が成立した1907年夏以降であり、そこに時間差が存在していた。そして、両国が政治的に結びつく上で、連携相手としてのアメリカと、対抗すべき日本という2つの国の存在を無視することができない。清朝は日本に抵抗しながら、近代化のための資金・技術、そして主権維持のための外交的支援を獲得することを目的に、対独米接近を行った。1908年の連携構想と1911年のそれには、現状打破か現状維持かの違いはあるにせよ、独米両国およびそのネットワーク（ドイツの同盟国や英米関係）を利用して、自国の主権維持を図ったという点では共通していた。そのような方針には、清朝が国際情勢をヨーロッパ情勢と東アジア情勢が連動したものと理解し、中国問題をヨーロッパ問題化させ、多国間交渉の中で解決しようとする意図が見え隠れする。他方、ドイツは清朝に協調的な姿勢を示すものの、それは自国のヨーロッパにおける地位を損なわない範囲で行うべきものであった。すなわち、ヨーロッパ問題と東アジア問題を可能な限り切り離して、対清政策を検討しようとしたが、認識としては清朝と同様に、2つの情勢が連動してしまった状況を前提に、あくまで現状維持の範囲での対清協調政策が模索されたのである。これはドイツの国際情勢における外交的地位の脆弱性を示している。

そして、清独間の政治的関係がアメリカの介在により成立すると考えられた以上、二国間関係の中で清独関係は完結するものではなかった。この傾向は通商問題においても強く表れており、ドイツは英米の対応に合わせて、自国の行動を構想していた。

清朝をめぐる通商問題では、片務的最恵国待遇が存在する中では二国間関係で解決可能な問題ではなかった。清独交渉の時点では、すでに二国間交渉の積み重ねが限界に達して

おり、ドイツ側から見れば、清朝がドイツに無条件でこれまで英米日が条約で認めた枠組を認めるように要求してきていると映った。しかし、無条件に清朝の要求を認めることは、大国を自認するドイツの名声を傷つけかねないものであった。清独双方の国家意識が衝突し、すでに容認する姿勢であった裁釐加税問題では、双方が自らに有利に解釈できる条文にすることで妥協できたが、清朝の主権と在華ドイツ人の利害が直接衝突する内河航行権については妥協することができなかった。交流や政治の領域で見られた、ドイツの対清協調政策は通商の領域においては1905年11月の時点では示さず、交渉再開を求める清朝に対して、鉄道借款の妥結をその条件とするなど、強硬な態度を一貫して示していた。この強硬な姿勢に変化が見られたのは、1908年になってからであり、政治的な協調関係が本格化に模索された時期であった。ここから、本論が扱った3つの領域における協調政策の温度差と時間差を見ることができると同時に、政治問題の磁力に通商問題も引き付けることで、後者が協調的なものに変化し、2つの領域における清独関係が類似した性格を帯びていったことを指摘できる。

清朝が通商条約改正交渉再開をドイツに対して求めた際、そこにはドイツとの交渉再開を突破口として、未交渉国との条約交渉を行いたいという意図が存在した。国際会議案を提案した際にも、ドイツの同意を重視している姿勢を見せており、政治的連携と同様に、通商問題においても清朝はドイツを英米と並んで重視するようになっていた。2つの領域の関係が相互に作用することで、清独両国の対応に変化が表れてきたということである。しかし、ドイツが清朝の通商政策に同意するのは、あくまで英米が同意した場合という条件付きであり、ここからもドイツの政治問題に対する対応との共通性が見えてくる。

この時期の清朝の外交政策は、独米の支持を獲得し、それを足場に各国に対しても自国の主権・領土保全などの維持を認めさせようとするものであり、両国の態度や国際環境に依存していた。他方で、ドイツの対清政策が清朝の友好・善意に基づくとの点で認識を持っており、それゆえ、政治的協力や通商問題において清朝の要求を拒否できずに、消極的であれ支持せざるをえないと判断したのである。これは、清朝の外交政策がドイツの対清政策に影響を与えており、一方でドイツの対清政策の影響を受けて、清朝の外交政策が積極化することもあり、両国の外交政策が相互作用の中で連動していたことを示していると考えられよう。

このように清独関係は双方の外交政策の影響を受けながら展開していったが、清朝の主体性はあくまで独米の許容範囲内においてのみ発揮されるものであり、ドイツの対清政策もヨーロッパ情勢の制約を強く受け、それがヨーロッパにおける自国の立場を悪化させることと懸念される限り、清朝の動きに積極的に対応することはできなかった。協調が模索されていた清独関係において、双方が相手国の協力を必要とし、それを相互に認識ながらも、両国を取り巻く地域情勢の制約や自国の脆弱な国力を強く意識して、どこか及び腰な関係が、清独関係の特徴であるといえよう。

【博士論文の元となった既発表論文】

第2章

- ・「視察団としての「謝罪使」—清朝とドイツの政治的思惑を中心に—」（『年報地域文化研究』12号、172-194頁、2009年3月）
- ・「一九〇一年のドイツへの清朝「謝罪使」の派遣—「謝罪使」観と謁見儀礼問題を中心に—」（『史学雑誌』118編9号、36-58頁、2009年10月）

第3章

- ・「从中德关系看考察政治大臣出洋—以德国视察和德国的对清政策为中心」（『社会科学研究』第2期、157-168頁、2011年3月）

第4章

- ・（会議論文）「国際情勢の変化とドイツ人外交官の東アジア認識（1901-1911）」（『東亜歴史上区域間的認識と互動国際学術討論会論文集』、154-163頁、2011年11月11日～12日）
- ・（会議論文）「東アジアの協商体制の成立と独米清協調構想（1907-1909）」（日本国際政治学会2012年度研究大会、名古屋国際会議場、2012年10月19日～21日）

第5章

- ・「光緒帝の梓宮移送式へのドイツ・日本の特使派遣問題—弔問外交の対象となった清朝皇帝の「葬儀」—」（『東洋学報』第91巻第4号、1-26頁、2010年3月）
- ・「醇親王政権の対独接近政策」（辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究 辛亥革命』岩波書店、277-298頁、2012年9月）

第6章

- ・「清独通商条約改正交渉（1903-05）：条約の遵守と修正をめぐって」（田嶋信雄、工藤章編『ドイツと東アジア（1890-1945）』東京大学出版会、2015年出版予定）